

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年8月17日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
プール給水元バルブ破損部修繕
- 2 履行場所
横浜市瀬谷区阿久和西二丁目1番地6
横浜市立原中学校
- 3 契約日
令和8年6月12日
- 4 履行日
令和8年6月15日
- 5 契約金額
180,400円-
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プール授業の開始直前に、プール給水弁が故障し、プールの水張が行えなくなつた。このままでは水泳授業が行えなくなるため、緊急契約にて給水弁の修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の有資格者名簿から、連絡の取れた過去の実績が優良な業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立原中学校